小規模個人再生による再生手続廃止

平成２８年（再イ）第２８３号

大阪府茨木市大池１丁目10番33－312号
再生債務者　早瀬　一郎
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成28年９月21日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第１２号

埼玉県鴻巣市鎌塚３丁目１番14号（旧住所）
埼玉県越谷市千間台西３丁目２番地パークタウン10－402
再生債務者　高橋　健二
１　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年10月14日まで
４　一般異議申述期間　平成28年10月28日から平成28年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再ロ）第１０００１号

東京都北区赤羽１－54－８－701　ベルグレードA
再生債務者　中山　寛之
１　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年10月18日まで
４　一般異議申述期間　平成28年11月１日から平成28年11月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第４号

愛知県北名古屋市石橋角畑106番地５
再生債務者　犬飼　力弥
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年９月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年９月20日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（再ロ）第１２号

大阪府豊中市東豊中町６丁目６番５－203号
再生債務者　森田　博明
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年９月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年９月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再ロ）第２号

青森市大字三内字沢部199番地７　メゾンアウローラA－201
再生債務者　久慈千佳子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年９月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年９月21日
青森地方裁判所民事部再生係

企業年金基金合併公告

確定給付企業年金法第15条、確定給付企業年金法施行令第54条の規定に基づき、次のとおり公告します。
１．合併認可年月日　平成28年10月１日
２．合併により消滅した企業年金基金の名称及び所在地　ＮＥＣインフロンティア企業年金基金
神奈川県川崎市高津区北見方二丁目６番２号
平成28年10月３日
東京都港区芝二丁目31番25号
ＮＥＣ企業年金基金
理事長　牧原　晋

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するりとにいたしました。
効力発生日は平成二十八年十二月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、りの合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
りの合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年二月二十九日
掲載頁　一九五頁（号外第四十五号）
(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年二月二十九日
掲載頁　一九七頁（号外第四十五号）
平成二十八年十月三日
東京都調布市仙川町二丁目五番地七
(甲)　株式会社サラダクラブ
代表取締役　萩　芳彰
静岡県周智郡森町向天方八八八番地
(乙)　株式会社遠州デリカ
代表取締役　福地喜三男

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散するりとにいたしました。
りの合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年四月十四日
掲載頁　五十八頁（号外第八十七号）
(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年四月十四日
掲載頁　五十八頁（号外第八十七号）
(丙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年四月十四日
掲載頁　五十九頁（号外第八十七号）
平成二十八年十月三日
横浜市青葉区荏子田三丁目一番地三
(甲)　ボークス株式会社
代表取締役　田続　茂
横浜市青葉区市ケ尾町五二九番地三
(乙)　株式会社モエール
代表取締役　田続　茂
川崎市宮前区野川四一三〇番地
(丙)　フラックス株式会社
代表取締役　田続　茂

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するりとにいたしました。
効力発生日は平成二十九年四月一日であり、両法人の理事会及び評議員会において議決しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十八年十月三日
岐阜県中津川市かやの木町二番五号
(甲)　社会福祉法人中津川市社会福祉協議会
会長　加藤　出
岐阜県中津川市山口二一五五番地四
(乙)　社会福祉法人椿苑
理事長　楯　政彰

合併公告

平成二十八年八月二十九日開催の臨時株主総会において、左記会社は合併して甲は乙の権利義務一切を承継して存続し乙は解散するりとを決議したので、りの決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年六月二十三日
掲載頁　四十五頁（号外第一三九号）
(乙)　計算書類の公告義務はありません。
平成二十八年十月三日
島根県鹿足郡津和野町河村五〇四番地一
(甲)　株式会社フロンティア日原
代表取締役　齋藤　宜文
島根県鹿足郡津和野町池村一九九七番地八
(乙)　有限会社ジェイエイ日原山菜加工場
代表取締役　村上　一真

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりオプテックス株式会社（乙、住所滋賀県大津市におの浜四丁目七番五号）の営むグループ経営管理事業を除く一切の事業に関する権利義務を承継するりとにいたしましたので公告いたします。
効力発生日は平成二十九年一月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は平成二十八年九月三十日に終了しております。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　確定した最終事業年度はありません。
(乙)　金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
平成二十八年十月三日
滋賀県大津市雄琴五丁目八番一二号
オプテックス新事業準備株式会社
代表取締役　木村　英治